

農産産地支援事業補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 知事は、本県の基幹作物である稲作や特産作物（落花生及びいも類）の産地確立のために、農産産地支援事業実施要領（以下「要領」という。）に基づいて行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内において、千葉県補助金等交付規則（昭和32年千葉県規則第53号 以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、市町村（ただし、政令指定都市を除く）又は事業実施主体に補助金を交付する。

（事務の委任）

第2条 前条に係る事務は、農業事務所長が行うものとする。ただし事業実施地区の範囲が相当程度広域である場合は、知事が行うものとする。

（事業実施主体）

第3条 この事業の実施主体は、市町村、農業協同組合、営農集団、認定農業者とする。

（経費及び補助率）

第4条 補助の対象となる事業の経費及び補助率は、別表のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、補助を受けようとする事業を行う者（法人その他の団体にあっては、その役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。以下同じ。））が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、当該事業は、補助の対象とならない。

一 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

二 次のいずれかに該当する行為（ロ又はハに該当する行為であって、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除

く。)をした者(継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。)

イ 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知って、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は暴力団員を利用する行為

ロ 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為

ハ 県の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他の契約の相手方(法人その他の団体にあつては、その役員等)が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為

三 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(申請)

第5条 規則第3条の規定により、補助金の交付を申請しようとするときは、別に定める期日までに補助金交付申請書(第1号様式)を知事又は農業事務所長に提出しなければならない。

2 前項の補助金交付申請書を提出するときは、事業実施主体について当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第266号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税相当額が明らかでない事業実施主体に係る部分については、この限りでない。

(交付の条件)

第6条 規則第5条に規定する条件は、次のとおりとする。

- 1 補助事業の内容を変更（別表に規定する重要な変更に限る。）する場合には、知事又は農業事務所長の承認を受けなければならない。
- 2 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事又は農業事務所長に報告しその指示を受けること。
- 3 その他知事又は農業事務所長が必要と認める事項。

(承認の手続)

第7条 前条第1号に規定する承認を受けようとするときは、補助金変更（中止・廃止）承認申請書（第2号様式）を知事又は農業事務所長に提出しなければならない。

(遂行状況の報告)

第8条 規則10条に規定する事業の遂行状況を報告しようとする場合には、補助金の交付決定に係る年度の11月末及び1月末現在の実施状況を遂行状況報告書（第3号様式）により、その翌月の15日までに知事又は農業事務所長に報告しなければならない。

(実績報告)

第9条 規則第12条の規定による実績報告をしようとするときは、補助事業完了の日から起算して30日を経過した日、又は補助金の決定に係る会計年度の終了の日のいずれか早い期日までに実績報告書（第4号様式）を知事又は農業事務所長に提出しなければならない。

- 2 第5条第2項のただし書きにより交付申請をしたものは、前項の実績報告書を提出するに当たって第5条第2項ただし書きに該当した事業実施主体について当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 3 第5条第2項のただし書きにより交付申請したものは、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助

金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合は、その金額（前記の規定により減額した事業実施主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を消費税等相当額報告書（第5号様式）により速やかに知事又は農業事務所長に報告するとともに、知事又は農業事務所長の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

（交付の請求）

第10条 規則第15条の規定により、補助金の交付の請求をしようとする時は、補助金交付請求書（第6号様式）を知事又は農業事務所長に提出しなければならない。

（概算払いの請求）

第11条 規則第16条第2項の規定により、概算払いによる補助金の交付を請求しようとする時は、補助金概算払請求書（第7号様式）を知事又は農業事務所長に提出しなければならない。

（暴力団密接関係者）

第12条 規則第17条第1項第3号の知事が定める者は、第4条第2項第二号又は第三号に該当する者（補助事業を行う者が法人その他の団体である場合にあっては、その役員等が同項各号のいずれかに該当する者である法人その他の団体）とする。

附 則

この要綱は、平成24年度からの予算に係る補助金について適用する。

附 則

この要綱は、平成31年度からの予算に係る補助金について適用する。

附 則

この要綱は、令和3年度からの予算に係る補助金について適用する。

附 則

この要綱は、令和5年度からの予算に係る補助金について適用する。

別表（補助金交付要綱第4条関連）

事業名 事業区分	経 費	補 助 率	重 要 な 変 更	
			経費の配分の 変更	事業内容の変 更
農産産地支援 事業 (1)種子・産地 育成型 (2)スマート 農業推進型	当事業の実施に より、市町村が実施 主体となるか又は 市町村が実施主体 に補助する場合、実 施主体が事業に要 する経費	1/3 以内 但し、原則とし て、 <u>事業費は</u> <u>50万円以上とし、</u> <u>上限事業費につ</u> <u>いては、</u> <u>種子・産地育成型</u> <u>3000万円未満、</u> スマート農業推 進型600万円未満 とし、これを超え る申請について は補助金を定額 とする。	経費の欄に掲 げる当該事業 費の30パー セントを超え る増減	(1)事業実施 主体の変更 (2)施設の設 置場所・機械 等の保管場 所の変更 (3)事業量の 30パーセン トを超える 増減

第 1 号様式（第 5 条関係）

農産産地支援事業補助金交付申請書

番 号
年 月 日

〇〇農業事務所長 様
(千葉県知事〇〇〇〇)

市 町 村 長
(事業実施主体の代表者)

年度において、下記のとおり農産産地支援事業（種子・産地育成型又はスマート農業推進型）を実施したいので、千葉県補助金等交付規則第 3 条の規定により補助金 円の交付を申請します。

記

1 事業の目的

2 事業の内容

事業主体	受 益		事 業 内 容				
	戸数	面積	工種及び 施設区分	構造及び 能 力	事 業 量	単価	事 業 費
	戸	h a				円	円
計							

3 経費の配分及び負担区分

区分	総事業費 (A) + (B) + (C)	補助事業に 要する（し た）経費 (A) + (B)	負 担 区 分			備考※
			県 費 (A)	市町村費 (B)	そ の 他 (C)	
(1)種子・産 地育成型	円	円	円	円	円	
(2)スマート 農業推進 型						
計						

※「備考」の欄には、仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円うち県費〇〇〇円」、同税額がない場合は「該当なし」、同税額が明らかでない場合は「含税額」と記入すること。

4 事業完了予定年月日（事業完了年月日）

年 月 日

5 収支予算（収支精算）

（１）収入の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比 較		備考
			増	減	
県補助金	円	円			
市町村費					
計					

（２）支出の部

区分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比 較		備考
			増	減	
(1)種子・産地 育成型	円	円			
(2)スマート農 業推進型					
計					

6 添付資料

（１）市町村の補助金交付に関する規定又は要綱（事業実績報告書については不要）

（２）実施設計書（出来高設計書）、見積書、カタログ等を添付すること。

＊ 事業実績報告書については、契約書の写しを添付すること。

第2号様式（第7条関係）

農産産地支援事業補助金変更（中止・廃止）承認申請書

番 号
年 月 日

〇〇農業事務所長 様
（千葉県知事〇〇〇〇）

市 町 村 長
（事業実施主体の代表者）

年 月 日付け 指令第 号の をもって交付決定のあった農産産地支援事業（種子・産地育成型又はスマート農業推進型）の内容を下記のとおり変更したいので、承認されたく申請します。

記

- 1 変更の理由
- 2 変更計画の内容
- 3 その他必要事項

（注）第1号様式に準じ、変更事項ごとに、変更前をカッコ書きで上段に変更後をその下段の2段書きにして内容が対比できるように作成すること。

第3号様式（第8条関係）

農産産地支援事業補助金に係る事業進捗状況報告書

番 号
年 月 日

〇〇農業事務所長 様
(千葉県知事〇〇〇〇)

市 町 村 長
(事業実施主体の代表者)

年度農産産地支援事業（種子・産地育成型又はスマート農業推進型）の補助金について、11月30日（1月31日）現在の事業の進捗状況を下記のとおり報告します。

記

事業実施主体名	事業内容	総事業費	県補助金	〇年11月30日(1月31日)までに完了したもの		竣工(予定)日	備考 (出来高比率が100%未満の場合、その理由と今後の対応を記載する。)
				事業費	出来高比率		
		円	円	円	%		
計							

第 4 号様式（第 9 条関係）

農産産地支援事業補助金実績報告書

番 号
年 月 日

〇〇農業事務所長 様
（千葉県知事〇〇〇〇）

市 町 村 長
（事業実施主体の代表者）

年 月 日付け 指令第 号の をもって交付決定のあった農産産地支援事業（種子・産地育成型又はスマート農業推進型）について、下記のとおり実施したので、千葉県補助金等交付規則第 12 条の規定により報告します。

記

（以下、第 1 号様式に準ずる。）

第5号様式（第9条関係）

農産産地支援事業補助金消費税等相当額報告書

番 号
年 月 日

〇〇農業事務所長 様
(千葉県知事〇〇〇〇)

市 町 村 長
(事業実施主体の代表者)

年度仕入れに係る消費税等相当額報告書

年 月 日付け 指令第 号で補助金交付決定の
あった 年度農産産地支援事業（種子・産地育成型又はスマート農業
推進型）補助金について、農産産地支援事業補助金交付要綱第9条3項の規
定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 年 月 日付け 達第 号による額の確定通知額
金 円
- 2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税相当額
金 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相
当額 金 円
- 4 補助金返還相当額（3－2） 金 円

注 事業実施主体の内訳資料、その他参考となる資料を添付すること。

第 6 号様式（第 1 0 条関係）

農産産地支援事業補助金交付請求書

番 号
年 月 日

〇〇農業事務所長 様
(千葉県知事〇〇〇〇)

市 町 村 長
(事業実施主体の代表者)

年 月 日付け 達第 号の をもって額の確定の
あった農産産地支援事業（種子・産地育成型又はスマート農業推進型）補助
金を、千葉県補助金等交付規則第 1 5 条の規定により、次のとおり請求しま
す。

金 円

第 7 号様式（第 1 1 条関係）

農産産地支援事業補助金概算払請求書

番 号
年 月 日

〇〇農業事務所長 様
(千葉県知事〇〇〇〇)

市 町 村 長
(事業実施主体の代表者)

年 月 日付け 指令第 号の をもって交付決定のあった農産産地支援事業（種子・産地育成型又はスマート農業推進型）補助金を、千葉県補助金等交付規則第 1 6 条の規定により、次のとおり概算払いされるよう請求します。

金 円

(参考様式)

番 号

年 月 日

〇〇農業事務所長 様

(千葉県知事〇〇〇〇)

市 町 村 長

(事業実施主体の代表者)

農産産地支援事業の補助金交付決定前着工届

年度農産産地支援事業（種子・産地育成型又はスマート農業推進型）実施計画に基づく別添事業について、下記条件を了承の上、補助金交付決定前に着工したいのでお届けします。

記

- 1 補助金交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は事業実施主体が負担するものとする。
- 2 補助金交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても異議が無いこと。
- 3 当該事業については、着工から補助金交付決定を受ける期間内においては、計画変更を行わないこと。

(別添)

事業実施主体	工種又は 施設区分	事業量	事業費	着工予定 年 月 日	竣工予定 年 月 日	理 由
合 計						

添付書類

1 実施設計書

農産産地支援事業補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 知事は、本県の基幹作物である稲作や特産作物（落花生及びいも類）の産地確立のために、農産産地支援事業実施要領（以下「要領」という。）に基づいて行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内において、千葉県補助金等交付規則（昭和32年千葉県規則第53号 以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、市町村（ただし、政令指定都市を除く）又は事業実施主体に補助金を交付する。

（事務の委任）

第2条 前条に係る事務は、農業事務所長が行うものとする。ただし事業実施地区の範囲が相当程度広域である場合は、知事が行うものとする。

（事業実施主体）

第3条 この事業の実施主体は、市町村、農業協同組合、営農集団、認定農業者とする。

（経費及び補助率）

第4条 補助の対象となる事業の経費及び補助率は、別表のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、補助を受けようとする事業を行う者（法人その他の団体にあつては、その役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。以下同じ。））が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、当該事業は、補助の対象とならない。

一 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

二 次のいずれかに該当する行為（ロ又はハに該当する行為であつて、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除

く。)をした者(継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。)

イ 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知って、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は暴力団員を利用する行為

ロ 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為

ハ 県の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他の契約の相手方(法人その他の団体にあつては、その役員等)が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為

三 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(申請)

第5条 規則第3条の規定により、補助金の交付を申請しようとするときは、別に定める期日までに補助金交付申請書(第1号様式)を知事又は農業事務所長に提出しなければならない。

2 前項の補助金交付申請書を提出するときは、事業実施主体について当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第266号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税相当額が明らかでない事業実施主体に係る部分については、この限りでない。

(交付の条件)

第6条 規則第5条に規定する条件は、次のとおりとする。

- 1 補助事業の内容を変更（別表に規定する重要な変更に限る。）する場合には、知事又は農業事務所長の承認を受けなければならない。
- 2 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事又は農業事務所長に報告しその指示を受けること。
- 3 その他知事又は農業事務所長が必要と認める事項。

(承認の手続)

第7条 前条第1号に規定する承認を受けようとするときは、補助金変更（中止・廃止）承認申請書（第2号様式）を知事又は農業事務所長に提出しなければならない。

(遂行状況の報告)

第8条 規則10条に規定する事業の遂行状況を報告しようとする場合には、補助金の交付決定に係る年度の11月末及び1月末現在の実施状況を遂行状況報告書（第3号様式）により、その翌月の15日までに知事又は農業事務所長に報告しなければならない。

(実績報告)

第9条 規則第12条の規定による実績報告をしようとするときは、補助事業完了の日から起算して30日を経過した日、又は補助金の決定に係る会計年度の終了の日のいずれか早い期日までに実績報告書（第4号様式）を知事又は農業事務所長に提出しなければならない。

- 2 第5条第2項のただし書きにより交付申請をしたものは、前項の実績報告書を提出するに当たって第5条第2項ただし書きに該当した事業実施主体について当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 3 第5条第2項のただし書きにより交付申請したものは、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助

金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合は、その金額（前記の規定により減額した事業実施主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を消費税等相当額報告書（第5号様式）により速やかに知事又は農業事務所長に報告するとともに、知事又は農業事務所長の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

（交付の請求）

第10条 規則第15条の規定により、補助金の交付の請求をしようとする時は、補助金交付請求書（第6号様式）を知事又は農業事務所長に提出しなければならない。

（概算払いの請求）

第11条 規則第16条第2項の規定により、概算払いによる補助金の交付を請求しようとする時は、補助金概算払請求書（第7号様式）を知事又は農業事務所長に提出しなければならない。

（暴力団密接関係者）

第12条 規則第17条第1項第3号の知事が定める者は、第4条第2項第二号又は第三号に該当する者（補助事業を行う者が法人その他の団体である場合にあっては、その役員等が同項各号のいずれかに該当する者である法人その他の団体）とする。

附 則

この要綱は、平成24年度からの予算に係る補助金について適用する。

附 則

この要綱は、平成31年度からの予算に係る補助金について適用する。

附 則

この要綱は、令和3年度からの予算に係る補助金について適用する。

附 則

この要綱は、令和5年度からの予算に係る補助金について適用する。

別表（補助金交付要綱第4条関連）

事業名 事業区分	経 費	補 助 率	重 要 な 変 更	
			経費の配分の 変更	事業内容の変 更
農産産地支援 事業 (1)種子・産地 育成型 (2)スマート 農業推進型	当事業の実施に より、市町村が実施 主体となるか又は 市町村が実施主体 に補助する場合、実 施主体が事業に要 する経費	1/3 以内 但し、原則とし て、 <u>事業費は</u> <u>50万円以上とし、</u> <u>上限事業費につ</u> <u>いては、</u> <u>種子・産地育成型</u> <u>3000万円未満、</u> スマート農業推 進型600万円未満 とし、これを超え る申請について は補助金を定額 とする。	経費の欄に掲 げる当該事業 費の30パー セントを超え る増減	(1)事業実施 主体の変更 (2)施設の設 置場所・機械 等の保管場 所の変更 (3)事業量の 30パーセン トを超える 増減

第 1 号様式（第 5 条関係）

農産産地支援事業補助金交付申請書

番 号
年 月 日

〇〇農業事務所長 様
(千葉県知事〇〇〇〇)

市 町 村 長
(事業実施主体の代表者)

年度において、下記のとおり農産産地支援事業（種子・産地育成型又はスマート農業推進型）を実施したいので、千葉県補助金等交付規則第 3 条の規定により補助金 円の交付を申請します。

記

1 事業の目的

2 事業の内容

事業主体	受 益		事 業 内 容				
	戸数	面積	工種及び 施設区分	構造及び 能 力	事 業 量	単価	事 業 費
	戸	h a				円	円
計							

3 経費の配分及び負担区分

区分	総事業費 (A) + (B) + (C)	補助事業に 要する（し た）経費 (A) + (B)	負 担 区 分			備考※
			県 費 (A)	市町村費 (B)	そ の 他 (C)	
(1)種子・産 地育成型	円	円	円	円	円	
(2)スマート 農業推進 型						
計						

※「備考」の欄には、仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円うち県費〇〇〇円」、同税額がない場合は「該当なし」、同税額が明らかでない場合は「含税額」と記入すること。

4 事業完了予定年月日（事業完了年月日）

年 月 日

5 収支予算（収支精算）

（１）収入の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比 較		備考
			増	減	
県補助金	円	円			
市町村費					
計					

（２）支出の部

区分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比 較		備考
			増	減	
(1)種子・産地 育成型	円	円			
(2)スマート農 業推進型					
計					

6 添付資料

（１）市町村の補助金交付に関する規定又は要綱（事業実績報告書については不要）

（２）実施設計書（出来高設計書）、見積書、カタログ等を添付すること。

＊ 事業実績報告書については、契約書の写しを添付すること。

第2号様式（第7条関係）

農産産地支援事業補助金変更（中止・廃止）承認申請書

番 号
年 月 日

〇〇農業事務所長 様
（千葉県知事〇〇〇〇）

市 町 村 長
（事業実施主体の代表者）

年 月 日付け 指令第 号の をもって交付決定のあった農産産地支援事業（種子・産地育成型又はスマート農業推進型）の内容を下記のとおり変更したいので、承認されたく申請します。

記

- 1 変更の理由
- 2 変更計画の内容
- 3 その他必要事項

（注）第1号様式に準じ、変更事項ごとに、変更前をカッコ書きで上段に変更後をその下段の2段書きにして内容が対比できるように作成すること。

第 3 号様式（第 8 条関係）

農産産地支援事業補助金に係る事業進捗状況報告書

番 号
年 月 日

〇〇農業事務所長 様
(千葉県知事〇〇〇〇)

市 町 村 長
(事業実施主体の代表者)

年度農産産地支援事業（種子・産地育成型又はスマート農業推進型）の補助金について、11月30日（12月31日）現在の事業の進捗状況を下記のとおり報告します。

記

事業実施主体名	事業内容	総事業費	県補助金	〇年11月30日(12月31日)までに完了したもの		竣工(予定)日	備考 (出来高比率が100%未満の場合、その理由と今後の対応を記載する。)
				事業費	出来高比率		
		円	円	円	%		
計							

第 4 号様式（第 9 条関係）

農産産地支援事業補助金実績報告書

番 号
年 月 日

〇〇農業事務所長 様
（千葉県知事〇〇〇〇）

市 町 村 長
（事業実施主体の代表者）

年 月 日付け 指令第 号の をもって交付決定のあった農産産地支援事業（種子・産地育成型又はスマート農業推進型）について、下記のとおり実施したので、千葉県補助金等交付規則第 12 条の規定により報告します。

記

（以下、第 1 号様式に準ずる。）

第 5 号様式（第 9 条関係）

農産産地支援事業補助金消費税等相当額報告書

番 号
年 月 日

〇〇農業事務所長 様
(千葉県知事〇〇〇〇)

市 町 村 長
(事業実施主体の代表者)

年度仕入に係る消費税等相当額報告書

年 月 日付け 指令第 号で補助金交付決定の
あった 年度農産産地支援事業（種子・産地育成型又はスマート農業
推進型）補助金について、農産産地支援事業補助金交付要綱第 9 条 3 項の規
定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 年 月 日付け 達第 号による額の確定通知額
金 円
- 2 補助金の確定時に減額した仕入に係る消費税相当額
金 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入に係る消費税等相
当額 金 円
- 4 補助金返還相当額（3－2） 金 円

注 事業実施主体の内訳資料、その他参考となる資料を添付すること。

第 6 号様式（第 1 0 条関係）

農産産地支援事業補助金交付請求書

番 号
年 月 日

〇〇農業事務所長 様
(千葉県知事〇〇〇〇)

市 町 村 長
(事業実施主体の代表者)

年 月 日付け 達第 号の をもって額の確定の
あった農産産地支援事業（種子・産地育成型又はスマート農業推進型）補助
金を、千葉県補助金等交付規則第 1 5 条の規定により、次のとおり請求しま
す。

金 円

第 7 号様式（第 1 1 条関係）

農産産地支援事業補助金概算払請求書

番 号
年 月 日

〇〇農業事務所長 様
(千葉県知事〇〇〇〇)

市 町 村 長
(事業実施主体の代表者)

年 月 日付け 指令第 号の をもって交付決定のあった農産産地支援事業（種子・産地育成型又はスマート農業推進型）補助金を、千葉県補助金等交付規則第 1 6 条の規定により、次のとおり概算払いされるよう請求します。

金 円

(参考様式)

番 号

年 月 日

〇〇農業事務所長 様

(千葉県知事〇〇〇〇)

市 町 村 長

(事業実施主体の代表者)

農産産地支援事業の補助金交付決定前着工届

年度農産産地支援事業（種子・産地育成型又はスマート農業推進型）実施計画に基づく別添事業について、下記条件を了承の上、補助金交付決定前に着工したいのでお届けします。

記

- 1 補助金交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は事業実施主体が負担するものとする。
- 2 補助金交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても異議が無いこと。
- 3 当該事業については、着工から補助金交付決定を受ける期間内においては、計画変更を行わないこと。

(別添)

事業実施主体	工種又は 施設区分	事業量	事業費	着工予定 年 月 日	竣工予定 年 月 日	理 由
合 計						

添付書類

1 実施設計書